○東北地方整備局告示第百二十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十五年四月十九日

東北地方整備局長　徳山日出男

第１　起業者の名称　秋田県

第２　事業の種類　一級河川雄物川水系新城川改修工事（左岸・秋田県秋田市飯島字彼岸田地内から同市下新城笠岡字笠岡地内まで及び右岸・秋田県秋田市飯島字芋田地内から同市下新城笠岡字堰場地内まで）

第３　起業地

１ 収用の部分　秋田県秋田市飯島字彼岸田及び字芋田並びに下新城笠岡字家越、字川向、字笠岡、字中沖及び字堰場地内

２ 使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、秋田県秋田市飯島字天ノ袋地内から同市下新城笠岡字堰根地内までの左岸延長1,740ｍの区間及び秋田県秋田市飯島字天ノ袋地内から同市下新城笠岡字堰場地内までの右岸延長1,715ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一級河川雄物川水系新城川改修工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項に規定する一級河川に関する事業であり、法第３条第２号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

一級河川の管理は、河川法第９条第１項の規定により国土交通大臣が行うものとされているが、本件事業は同法第９条第２項に規定する指定区間に該当し、同項の規定により、指定区間内の一級河川の管理は都道府県知事が行うものとされていることなどから、起業者である秋田県は、本件事業を遂行する充分な意志と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一級河川雄物川水系新城川（以下「新城川」という。）は、秋田県秋田市北部に位置する俎山を水源とし、支川の道川と合流した後、出羽山地の渓流を集めて秋田市を西方に流下し、支川の島合川等と合流しながら秋田平野を貫流し、一級河川雄物川水系旧雄物川に合流して日本海に注ぐ幹川流路延長19.1㎞、流域面積69.9㎢の河川である。

新城川は、その流域に県都秋田市を擁し、治水上重要な河川となっているが、その流域の年平均降水量は約2,000㎜に達し、上流部は河床が急勾配である一方、下流部は緩勾配で川幅が狭小で蛇行を繰り返していることなどから、上流部で降った雨が下流部に集まりやすい地形となっており、豪雨による洪水により、たびたび浸水被害が発生している。昭和62年８月には新城川流域で既往最大の被害をもたらした洪水に見舞われたほか、近年では平成19年９月の豪雨により、床上浸水家屋26戸、床下浸水家屋134戸等の甚大な被害が発生している。

新城川の治水対策は、平成18年３月に雄物川水系秋田圏域河川整備計画（以下「整備計画」という。）が策定され、整備計画に基づき、年超過率１／10規模の洪水に対応し、本件区間内のＪＲ奥羽本線の橋梁の上流地点における目標流量380㎥／秒（以下「本件目標流量」という。）を流下させることなどを目標として、順次河川改修等が実施されているところである。

本件事業は、河道が狭小なことなどから、流下能力が低く、水害の危険性が極めて高い本件区間について、本件目標流量を安全に流下させるために計画された河川改修事業であり、本件事業の完成により、本件区間の流下能力の向上が図られ、水害の軽減に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で環境影響調査を実施しており、その結果によると、騒音及び振動のいずれの項目においても環境基準等を満足するものとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件区間及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物のカモシカ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているシジミガムシ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているスナヤツメ等が確認されている。カモシ

カ及びシジミガムシについては、周辺に同様の生活環境が広く存在していることなどから影響は小さいとされている。スナヤツメについては、起業者は、専門家の指導助言を受け、生息環境の保全に十分に留意しながら工事を実施することとしている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているタコノアシ等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所で育成が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、保護のために特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、河道が狭小なことなどから、流下能力が低く、水害の危険性が極めて高い本件区間について、流下能力の向上を図ることを主な目的として、築堤及び河道掘削を行うものであり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、現況の河道法線を基本にしつつも、一部西側に寄せて新たに開削する申請案のほか、現況の河道法線に沿って河道断面を改修する案及び単曲線で河道法線を設定する案について検討が行われている。申請案と他の案とを比較すると、申請案は、取得必要面積は多いものの、施工期間が比較的短く、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、河道が狭小なことなどから、流下能力が低く、水害の危険性が極めて高い本件区間について、流下能力の向上を図り、本件目標流量を安全に流下させるため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、地元住民により組織された新城川改修促進期成同盟会から本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　秋田県秋田市役所